

No	素案	頁	要旨	意見	市の回答案
1	第1章	1	計画名(愛称)について	計画の策定にあたって「子育て」を重視している点に賛同。子育てという点を重視して、「おかざきっ子 育ちプラン」を「おかざきっ子 子育てプラン」もしくは「おかざきっ子育ちプラン」としてはどうか。	「おかざきっ子 育ちプラン」という愛称は、「岡崎市児童育成支援行動計画」から引き継ぎ使用しているもので、根拠法令が変わっても、本市の子どもの育ちを重視したこれまでの取り組みを継承していくという意味を踏まえ、同じ愛称を使うことといたしました。ご指摘の趣旨は理解いたしますが、「おかざきっ子」という言葉のまとまりを分かりやすくするため、原案のままといたします。
2	第1章	6	計画の期間	目標達成のため、各年度において、年度評価とフォローをする旨を明示してはどうか。	【修正します】 図に「進捗状況の検証・管理」を挿入します。(6頁)
3	第2章	12	女性の労働力率	女性の労働力率についてM字カーブが以前よりゆるやかになっていることは、これまでの対策の効果が現れている。まだ全国レベルには達しておらず、さらなる支援策を期待する。	女性の労働率が低い点については、配偶者(夫)の所得状況や幼稚園を選択するライフスタイルなど、地域特性もあると思われるため、一概に悲観的には捉えてはおりませんが、子育てと就労等の社会参画に関しては、経済的な理由だけでなく性別役割分担という意識の変化も考慮しながら進めていく必要があると考えます。
4	第2章	12	女性・男性の未婚率	・未婚率は依然として高いことは、9頁で示す(2)出生数における合計特殊出生率が低い原因であるため、未婚率を下げる取り組みも計画に反映してはどうか。 ・結婚しても子どもを産まない人も多いため、子育て支援策や、男性の子育て・家事への参加、地域の取り組みなどの取り組みも必要ではないか。 ・少子化・未婚化の対策としても若年層の雇用対策による安定的な収入の確保のため公共投資による雇用対策が必要である。	結婚や出産については、個人の価値観によることも大きいと思われませんが、「子どもを産まない」ではなく結婚して子どもをもうけたいと願う方が「子どもを産めない」と諦めてしまう社会にならないようサービスの充実を図ってまいります。
5	第2章	13	市民意識調査結果について	・少数派の意見を政策に活用するため、意識調査を再度実施してはどうか。 ・就学前児童だけでなく小学生児童に関する結果も掲載できないか。 ・調査対象者が児童の母親か父親かで回答も異なると思われるため、属性を明示できないか。	今後の参考とさせていただきます。 本計画では調査結果から一部を抽出し掲載していますが、相談業務など不安や問題を抱えた子育て世帯と接する中で出てくる意見に注視し、よりニーズに則した支援を行うことができるよう改善の意識を持って事業を進めてまいります。また、調査対象は、「子育て世帯」としているため、回答者は父か母かを特定していませんが、全ての調査項目に関する結果について、報告書として市ホームページ等で公開しております。 (参考 http://www.city.okazaki.aichi.jp/1550/1563/1618/p010490.html)
6	第4章 第5章	34 61-63	教育・保育事業の提供体制 1地域における子育て支援	女性の社会進出のため、地域型保育事業の充実・質の良い保育士の配置により、保育所に安心して子どもを預けられるようにしてほしい。	低年齢児の保育需要の増加に対しては、既存保育園の施設改修や保育士確保により入所定員増を図ることを基本として、需要に対する提供体制を確保していく予定です。しかし、今後、保育需要が著しく増加が見込まれる地域においては、幼稚園の認定こども園化や地域型保育事業等についても検討を進め、必要に応じて計画に位置づけていきます。 延長保育は、地域のバランスやニーズ等を踏まえ、午前7時から午後7時までの保育実施園を順次増やし、充実を図っていきます。 また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ります。

No	素案	頁	要旨	意見	市の回答案
7	第4章	41	時間外保育(延長保育)事業	市外に就労している人のために、延長Bの時間を30分長くしてほしい。	延長保育の需要に対しては、午前7時から午後7時までの12時間保育実施園を順次拡充してきています。午後7時を超える保育については、午後10時までの延長保育を1園で実施し対応していますが、あわせてファミリーサポートセンター事業の充実を図り、多様なニーズへの対応を図ってまいりたいと考えています。
8	第4章	46	地域子育て支援拠点事業	本市の「地域子育て支援拠点事業」について、職員の研修体制や実施状況など、現状と今後の方向性はどうか教えてほしい。	今年度は、総合子育て支援センター等の保育士が「地域子育て支援拠点職員等研修会」等に参加し、学んだ内容を毎月1回つどの広場担当職員が集まる場で伝えています。来年度以降はこうした研修の参加の機会を増やし、地域子育て拠点施設の担当職員が参加できるようにしていきたいと考えています。 現在、地域子育て支援拠点事業は、総合・地区子育て支援センター6カ所、つどの広場5カ所の計11カ所で実施しており、平成27年度から、地域交流センター六ツ美分館にあらたにつどの広場を開設します。 現在、20の保育園で園庭や保育室の一部を地域の親子に提供していますが、そういった取り組みの充実も含め、より身近な地域で子育て支援が受けられるように、地域バランスを考慮しながら、地域子育て支援拠点事業の充実を図ってまいりたいと考えています。
9	第4章	47	利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援専門員について研修はどのような手法で実施されるのか。 ・事業は、特定型・基本型どちらで実施していくことを想定しているのか。 ・総合子育て支援センター1カ所では対応は可能か。 	利用者支援事業については、新たな事業となるため、これから利用者支援専門員等を含めた研修方法等を検討していきます。 事業については、当面、総合子育て支援センターにおいて基本型事業の実施を検討していく予定ですが、その後、地区子育て支援センターへの展開等についても検討していこうと考えています。
10	第4章	48	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の実施施設を拡大してほしい。 ・利用可能時間を延長してほしい。 	病気治療中のお子さんをお預かりする病児保育については、医師、看護婦、保育士などの専門家により、医療機関などに併設された専用の施設で保育と看護を行う体制を常時整える必要があることなどから、実施に向けては課題が多い状況です。ニーズ調査結果によると、病気治療中のお子さんにとって保護者による看護が望ましいと考える保護者が多いことが伺えますが、安心して働くサービスとして病児保育へのニーズのあることから、実施手法等について検討を進めます。
11	第4章	49	放課後児童健全育成事業	放課後子ども総合プランは、児童育成センターとの連携、プログラム・教室内容の充実により、安全で安心な子どもの居場所づくりが期待できるが、実施について十分告知されていない。	放課後児童健全育成事業については、市の基準条例に基づき、子どもの健やかな成長に寄与できるよう、環境づくりに取り組んでまいります。 放課後子ども教室については、少しずつ実施地区を拡大し現在15学区で実施しています。今後、全学区での実施をめざして拡大していくのに合わせ、市民の皆さんへの事業の周知の方法についても検討してまいります。

No	素案	頁	要旨	意見	市の回答案
12	第5章	65	全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・指標の設定について、アウトプットの指標ではなく、質が評価できるアウトカムの指標にしてはどうか。 ・相談件数、登録数、啓発など、受け身な内容が多いため、各課において事業化される際には具体的で積極的な活動がなされることを期待する。 	<p>本計画の第5章は、本市の子育て支援策の基本指針として、本市の取り組みの方向性を市民の皆様にイメージしやすい形でお示しするものです。母子保健やワーク・ライフ・バランス、学校教育など、個別の課題に対する目標設定やそれに対する取り組みの詳細、またそれに対する評価については、各関連計画や99頁に岡崎市行政評価システム概念図で示す手法（事務事業評価）により進めてまいります。</p> <p>各基本施策に関連計画を掲載しておりますのでご興味のある分野につきましては、ホームページ等でご確認ください。</p> <p>また、「関連する業務活動」については、公開情報の一部のみを掲載しておりますので、数値目標を始め、より詳細な情報につきましては、公表しております本市の事務事業評価によりご確認いただければ幸いです。</p> <p>参考岡崎市HP http://www.city.okazaki.aichi.jp/1300/1301/1338/p011068.html「岡崎市における事務事業評価の取り組み」</p>
13	第5章	61	1 - (1) 総合的な子育て支援の充実について	<p>全国的に官民の協働によりバランスの良い支援を行っている自治体が多数ある。調査研究を行い、具体的な検討を行ってはどうか。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p> <p>関係部門と連携し、市民活動団体や民間事業者との協働について検討してまいります。</p>
14	第5章	63	1 - (2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた適切な対応が可能となるよう、児童相談所における児童福祉司と同様の知識・経験を有する職員を配置してほしい。 ・地域の中で子どもの成長を見守っていけるよう、地域のなかで実施しているサークルなどについて情報提供してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員につきましては、保育士・保健師・臨床心理士等の有資格者の配置とともに、愛知県との合同研修等により専門性の向上に努めてまいります。 ・子育てを支援して頂ける市民活動団体の皆さまの活動は大変有意義なものと認識しています。しかし、市内全域で活動されている団体から地域に密着した活動をされている団体まで、支援の内容や活動目的など子育て支援活動を展開されている団体は多岐にわたり、周知等の方法について効果的な支援は実現できていない状況です。市政だよりや子育てガイドブックなどのプッシュ型、興味を持った方に見ていただくプル型等の情報提供について効果的な方法を検討してまいります。
15	第5章	63	1 - (3) 親育ちの支援について	<p>市主催の事業だけでなく親育ちの場として妊娠期からの父母教室等活動の場を設けるべきではないか。</p>	<p>63頁「基本施策 1 (3) 親育ちの支援」、P68「基本施策 2 (1) 子どもや母親の健康の確保」に記載のとおり、各種講座や教室の開催、保健所での母子健康手帳交付時の面接指導など、親として子育てについて学ぶ機会を提供し、親育ちの支援を進めてまいります。</p> <p>講座の内容や方法、手段等については、子育て支援団体との連携も含め、今後も検討してまいります。</p>
16	第5章	63	1 - (4) 保育サービスの充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・公私や幼保、認定子ども園の区別なく、すべての保育従事者について、「子どもの権利条約」に基づいた総合的な研修体制や保育の質のチェックが必要ではないか。 ・18頁の(4)保育園・幼稚園職員の結果として職員の負担原因のひとつに事務量の増加がある。軽減するため取り組みが必要ではないか。 	<p>保育園の研修体制については、すでに公私一体となった研修体制を構築しています。また、保育の質については、保育園では自己評価を実施し、公立幼稚園においても学校評価を実施し、保育の質の維持向上に努めています。公私や幼保・認定こども園等を通じた研修体制や保育の質のチェック機能を構築していくことは、今後の大きな課題と考えています。</p> <p>職員の負担原因となっている書類については、簡素化できるように見直しを考えています。事務時間の保障も求められていることから、特別な配慮を必要とする子どもの増加への対応も含めて、保育士の確保を図っていく予定です。</p>

No	素案	頁	要旨	意見	市の回答案
17	第5章	67	母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定について、妊産婦死亡数はすでに0人となっているので、目標が減少はおかしいのではないか。 ・産後うつや、虐待については、父親の役割が大きいと考える。父親へのさらなる対策を期待したい。 	<p>【修正します】 「健康おかざき21計画 健やか分野の推進」について第2次計画（平成26年度～平成34年度）の取り組みを追加します。（67頁）</p> <p>本計画では、66頁のアンケート結果による保健分野の満足度の説明資料として、健やか親子分野の実績を引用しておりますが、「健康おかざき21計画」計画策定時に設定した推進指標の取り組み状況と平成24年度に実施した最終評価を踏まえた第2次計画の取り組みを示すよう修正します。</p> <p>家庭環境に関するハイリスク要因は、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、現在の社会環境を鑑み、真正面に育児に取り組む家庭であっても母子が家庭内で孤立することがないように様々な家庭の状況に対応した施策の充実に努めてまいります。</p>
18	第5章	68	2 - (1) 子どもや母親の健康の確保について	<p>周産期から家族形成の視点を担う「子育て家庭支援」と「子育て支援」が今後の課題。</p> <p>子が日常生活の中で、基本的習慣を身につけられるような家庭における日課の確立への支援を重視すべき。</p>	<p>本編に記載された支援策が有効に機能し、安全で安心なお産ができるよう、医師会、助産師会、市民病院等の関係者で構成する岡崎市周産期保健連絡会議を通じ、関係機関と緊密に連携した周産期保健の効果的な推進を図られるよう努めてまいります。</p> <p>また、乳幼児期の睡眠、食事、運動といった生活習慣は、保護者から受ける影響が大きいことから、家族が仕事と家庭の調和を踏まえて、子どもと一緒に過ごすことができる時間を大切にすることができるよう、地域や企業を含め社会全体の意識醸成を図ってまいります。</p>
19	第5章	69	2 - (3) 思春期保健対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生を対象とする施策に乏しいため、思春期対策、性教育についての施策、体験活動の推進、ESDの充実における中高生の参加等、具体的施策を表現できないか。 	<p>【修正します】 ・次代の親を育てるという視点から、「性に対する正しい知識を伝えていくこと」を推進施策にもりこみます。（69頁）</p>
20	第5章	72	3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する業務計画として動物行政推進計画があるが、子ども・子育て支援事業計画とどう関連しているか。 ・具体的に子どもの心身の成長にどのように寄与しているかが分かりづらいため、目指すべき姿を明確にして、まとめてほしい。 ・子どもの養育について、親の資質向上についても言及してほしい。 	<p>「岡崎市動物行政推進計画」は人と動物のより良い関係作りを目指し、平成23年3月に動物行政全般に関し策定した計画です。保育園・幼稚園・小学校などで実施する「動物ふれあい教室」等の事業はこの計画に基づき実施されています。</p> <p>関連する業務活動に関する市の考え方はNo14のとおりです。各基本施策単位のアウトカム（成果）を図るための指標として位置付けが弱いという点は、市民アンケートに満足度が図れるような設問を設定するなど、市民の皆様にはわかりやすい形で表すことができるよう検討してまいります。</p> <p>親の資質向上については、63頁「1 - (3) 親育ちの支援」でお示しています。</p>

No	素案	頁	要旨	意見	市の回答案
21	第5章	73	3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備	<p>21世紀教育ビジョンにおける8つの重点項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境教育」「英語教育」「岡崎の心の醸成」とあるが、各推進施策の中から「岡崎の心の醸成」に関する事業がわかりにくい。 ・「子どもの自立を育てる家庭教育」について具体的な取り組みがわからない。 	<p>【修正します】 ・3-(5)ESDの表現を見直し、「岡崎の心の醸成」についても記述します。(75頁)</p> <p>・家庭教育については、地域との密接なつながりがあることから、本計画では基本施策1に反映させていただいています。関連する業務活動の事業概要(4 家庭教育推進)を修正します。(64頁) なお、岡崎市の教育分野への取り組みについての詳細は、教育要覧などで市民の皆様にお示しさせていただいています。</p>
22	第5章	75	3-(5)持続可能な開発のための教育(ESD)の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・ESDは環境だけを対象にしているわけではないはずなので、それを誤解されないような記載を期待する。 ・岡崎の豊かな自然を活かし、公園や公共施設を活用した環境学習を期待する。 	<p>【修正します】 ・3-(5)のESDについては、本市の取り組みに合わせ、記載内容を修正します。(75頁)</p> <p>・本市においては、ホテル学校や自然体験の森などの施設運営と、未就学児を対象としたエコプロジェクトや小中学生を対象とした環境教室などの実施により、環境教育の充実を図っています。環境保護への意識を高められるよう今後も努めてまいります</p>
23	第5章	80・82	4-(1)子どもの居場所づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけでなく、子育て家庭から高齢者が一緒になって集うことのできる活動を期待する。 ・公園などの公共施設にプレーパークを設置し、子どもだけでなく、地域の年配の方も集まれるコミュニティとして機能させてはどうか。 	<p>参考とさせていただきます。</p> <p>多世代交流につきましては、民生委員・児童委員、学区福祉委員会などの団体や各地域の保育園、幼稚園との交流活動がありますが、他団体の先進的事例や地域の皆さまの主体的な活動についても関係部門と連携し、支援のあり方を検討してまいります。</p>
24	第5章	85	5-(1)仕事と生活の調和の実現について	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所の子育て支援については、ワークライフバランスの推進や、補助金等の制度により対策してほしい。 ・育児介護休業法の内容についての周知度が低いため、市民はもちろん、事業者(経営者、管理職)に対しても理解浸透を図る必要がある。 ・子どものためには、長時間の預かり保育が少しでも軽減され、親子の大切な触れ合いの時間を確保できる事が根本的には必要であるため、「ワークライフバランスの推進に向けた事業所への支援」の具体的な施策やプランを挙げ、一つのモデルを事業所と行政が連携して示していただけるとよい。 ・21頁のアンケート結果で「必要であり企業としても推進している」と回答している企業の具体的な取り組みを紹介するなどの取り組みを行ってはどうか。 	<p>参考とさせていただきます。</p> <p>育児休業が取りにくいのは、権利として取得できることが認知されていないことに加え、職場の生産性や効率性が低下するのを懸念することも一つの要因であると思われます。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを「負担を分かち合う」という側面だけから捉えるのではなく、労働者には仕事と家庭の調和がとれることで働く意欲の向上につながり、事業者にとっては生産効率の向上により残業代など経費削減につながることも、働きやすい職場であるということで人材も集まってくる、「お互いにとってプラスとなる」取り組みであるという概念を広めていく必要があると考えます。</p> <p>本市の特性に応じた商工業振興施策の指針である「岡崎市商工振興計画(平成23年度～平成32年度)」においても個人、社会全体、個々の企業・組織それぞれにとって、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題とされています。厚生労働省や愛知県では、仕事と家庭の両立支援に関する企業の一般事業主行動計画・取り組み事例の紹介、両立支援等の助成や税制面などの制度など企業側の立場から周知・啓発を行っているので、関係機関と連携し市内の事業所への情報提供について検討してまいります。</p>

No	素案	頁	要旨	意見	市の回答案
25	第5章	89	6 - (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りだけでなく、子どもと子育て家庭の不安を鎮めるため、顔の見えるネットワークを構築していく必要がある。 ・安心して生活できる生活環境のためには、放課後の居場所確保や、通学時の安全のための施策を期待する。 	<p>63頁「基本施策 1 (3) 親育ちの支援」に掲載のとおり、地域の市民活動団体や子育てサークルとの連携により、地域の子育てネットワークづくりを進めてまいります。</p> <p>また、80頁「基本施策 4 (1) 子どもの居場所づくり」にあるように、子どもや親子で安心して過ごすことができる居場所を整えていくとともに、89頁「基本施策 6 」に掲載のとおり、地域社会全体で子どもの安全を見守る環境づくりをすすめてまいります。</p>
26	第5章	89	6 - (3) いじめや不登校などの児童生徒への対策の充実	<p>いじめは「人間として絶対許されない」行為であるということを前提としているならば、関連する業務活動が不登校相談がひとつだけで取り組みが十分であると思えない。また、不登校になってからではアクションが遅いのでは。</p>	<p>【修正します】 本市のいじめや不登校対策への取り組みをまとめなおし、掲載します(89頁)。</p> <p>なお、関連する業務活動については、数値指標を設定している関連事務事業を参考までに掲載しているもので、不登校相談以外にも様々な取り組みを実施しています。</p>
27	第5章	93	7 - (1) 児童虐待防止対策の充実について	<p>家庭に介入しにくいことから、虐待の発見が遅れるという課題があるため、その点についての取り組みを追加してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P93「基本施策7 (1) 」に記載のとおり、赤ちゃん訪問や3歳児検診未受診家庭の訪問、保健所や医療機関との連携により、ハイリスク家庭への早期対応を行うことができる体制づくりをすすめてまいります。 ・発見されにくい虐待の兆候を子どもの人権意識とエンパワメントの育みから早期に発見し対応できるよう、平成23年度から市内の公立小・中学校及び公私立保育園・幼稚園などの児童、教職員、保護者等を対象に児童虐待防止プログラムを実施しています。(94頁に掲載) ・国は近隣等からの虐待疑いを含めた通告が虐待発生の早期把握・対応の機会と捉え、通告への協力を勧めています。本市におきましても同様に市政だより、ホームページでの広報等様々な機会を通じ通告への協力啓発に努め、通告が入ると必ず子どもの安全確認ができるまで訪問や調査を実施しています。
28	第5章	94	7 - (2) 子どもの貧困対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費・養育計画の取り決めのないまま離婚する家庭も多く、子どもの貧困、ひいては虐待へのつながることもある。また、若年層ひとり親家庭は、その親も離婚歴がある場合も多く、世代間連鎖が問題となっている。 ・(乳児院や児童養護施設で暮らす子ども等については、) 幼児期における愛着形成のため、里親制度の定着を図るべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活の安定に向け、生活資金の給付のみならず、就労に有利な資格取得に向けた支援等、キャリアアップにつながる支援を進めてまいります。また、養育費の問題については、専門機関との連携により、法的な相談・支援をすすめてまいります。 【修正します】 【基本施策7 (2) 】【に里親制度の普及啓発を盛り込みます。(94頁)】 ・里親に関する登録申請、認定、制度の普及等は愛知県児童(・障害者)相談センターの業務となります。国では児童養護施設等の小規模化と家庭的養護を推進し、施設9割、里親1割の現状を、来年度から15年間で施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標を掲げています。愛知県でもこの目標を達成するために家庭的養護である里親、特に養育里親を増やすための取り組みを行っており、本市におきましても愛知県の里親制度に関する普及啓発物品の配付や里親体験発表の場の提供など里親制度の普及啓発に協力支援を行ってまいります。
29	第6章	98	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の目線に立った支援環境に学校も示すべきではないか。 	<p>【修正します】 ・図に「学校」を含めます。(98頁)。</p>